

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業（障害福祉サービス等関係） Q & A

令和6年7月1日現在

番号	項目	質問	回答
1-1	月当たり給付対象利用者数	以下の利用者を「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて良いか。 ①居住地特例等により、広島市外の自治体から支給決定を受けている利用者 ②措置決定を受けている利用者 ③予定人数分の食事を作っていた日において、体調を崩し摂取できなかった(休んでしまった)利用者 ④正式入所前の体験入所期間中の利用者 ⑤定員を超えて受け入れた利用者 ⑥入院・外泊などにより一時的に施設以外の場所で過ごした日や入退院日、入退所日 ⑦通所事業所等における在宅利用、施設外就労、自立訓練の訪問支援等	①～③「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて問題ありません。 ④含められません。ただし、共同生活援助において体験利用の支給決定を受けた利用者が同サービスを利用した日は計上可能です。 ⑤その日の利用者数と定員数を比較し、少ない方の人数を「利用者数」として計上してください。 ⑥施設・事業所内で支援のあった日は計上可能ですので、入退所日及び入退院日については計上して差し支えありません。 ⑦事業所内で支援を行っていないため、人数に含められません。
1-2	月当たり給付対象利用者数	入所系施設において、利用者Aが退所した日に、利用者Bが入所した場合、「月当たり給付対象利用者数」には2人とカウントするのか。	1人とカウントしてください。このため、入所系施設における「月当たり給付対象利用者数」の最大数は「1日当たりの定員数×30日」となります。
1-3	月当たり給付対象利用者数	以下の場合、令和6年3月の数値を使用することが「適当でない」と認められる場合に該当し、「他の適当な期間」として、令和6年3月以外の月の1日から30日までの数値を使用することができるか。 ①令和6年10月1日から定員を増やす／増やしたため、令和6年10月の数値を使用したい場合。 ②令和6年3月は運営開始後間もない／運営開始していないため、令和6年4月以降の数値を使用したい場合。 ③令和6年3月は新型コロナウイルス感染症による休所期間がある／利用者数が少ないため、それ以外の月の数値を使用したい場合。 また、以下の場合、令和6年3月の数値を使用することができるか。 ④令和6年10月1日から定員を削減した後、申請する場合。 ⑤令和6年11月1日から定員を削減した後、申請する場合。	①原則、可(令和6年度のうち6か月以上を増加した定員で運営するため。ただし、令和6年11月1日から定員を増やす／増やした場合は、令和6年度のうち6か月未満を増加した定員で運営することとなるため、令和6年3月の数値を使用してください) ②可(申請の〆切日が令和6年11月30日であることから、令和6年4月～11月までの任意の数値を使用してください) ③可(申請の〆切日が令和6年11月30日であることから、令和6年4月～11月までの任意の数値を使用してください) ④不可(令和6年4月～10月の間に定員を削減後、申請される場合は、令和6年度のうち6か月以上を削減した定員で運営することから、定員削減後の月の数値を使用してください。) ⑤可(令和6年11月に定員を削減後、申請される場合は、令和6年度のうち6か月以上を削減前の定員で運営することから、令和6年3月の数値を使用してください。)
1-4	月当たり給付対象利用者数	同一敷地内において、複数のサービスを行う施設・事業所の場合の計上方法について ①障害者支援施設に入所している利用者が、同施設が行う通所系サービス(例:生活介護)を利用する場合の利用者数の計上 ②通所事業所等において、同一日に複数のサービスを利用する場合の利用者数の計上 ③空床型短期入所が併設している場合	①障害者支援施設の利用者数として計上し、生活介護などの通所事業所等としては、計上しないでください。なお、障害者支援施設が行う通所系サービスに通所する(入所者以外の)利用者は、通所事業所等として計上してください。 ②サービス種別毎に利用者数を計上してください。(例:生活介護と短期入所それぞれ計上) ③空床型短期入所の利用者は、「短期入所」の利用者数として計上してください。
1-5	月当たり給付対象利用者数	共生型サービスの指定を受けている場合、介護サービスの利用者と障害福祉サービスの利用者とは分けて算出する必要があるか。	介護サービスの利用者数と障害福祉サービスの利用者数とを分けて算出してください。介護保険分については、介護保険課が担当課となりますので、別々に申請してください。
2-1	支援金の支給対象者	「食費に係る利用者負担」を引き上げた場合には支援金の支給対象者に該当しないとのことだが、光熱水費など食費以外の利用者負担の引上げは行ってもよいか。	食費以外であれば、利用者負担の引上げを行っても構いません。
2-2	支援金の支給対象者	利用者に食事を提供していない通所系サービス提供事業所等において、 ①本支援金は支給されるか。 ②飲み物の物価高騰分については本支援金を充当しても差し支えないか。	①支給されます。 ②差し支えありません。
2-3	支援金の支給対象者	食事の提供を別の業者に委託している施設等にも本支援金は支給されるか。	支給されます。 ただし、委託契約を更新し、施設等の負担が増えている場合であって、利用者に対する食事の提供内容・料金を変更していない場合であれば本支援金を充当可能ですが、委託契約の内容が変わらず、事業所の負担増になっていないのであれば、本支援金を食事の委託費に充当することはできません。本支援金は他の物価高騰に係る経費に充当ください。 令和6年度と令和3年度の食費・光熱水費・ガソリン代・消耗品費などの経費を比較し、物価高騰に伴い増大した経費を算出してください。 たとえば、令和6年度と令和3年度の食料料費、電気(ガス)料金などの差額分を経費とします。 ただし、利用者負担の引上げによる増収額を差し引いてください。
3-1	支援金の対象経費	「支給対象事業者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担した経費」はどのように算出したら良いか。	(例1) 食料料費・・・令和6年第一四半期:500万円、令和3年第一四半期450万円 ⇒ 500万-450万=50万円 この場合、50万円が対象経費となります。 (例2) 電気代・・・令和6年4月:50万円、令和3年4月:40万円 ⇒ 50万-40万=10万円 この場合、10万円が対象経費となります。 (例3) 光熱水費・・・令和6年4月:100万円、令和3年4月:70万円 利用者の光熱水費負担の引上げによる増収額:30万円 ⇒ 100万-70万-30万=0円 この場合、対象経費はありません。 実際には電気(ガス)使用量などが前々年同月と違うために例示のとおり単純比較はできませんが、使用量が同じものとして比較していただいても構いません。

番号	項目	質問	回答
4-1	支援金の申請	別記様式第1号(申請書)には、法人名・法人の代表者名の欄があるが、各施設・事業者ごとに管理者が申請してもよいか。	別記様式第1号(申請書)のとおり、運営法人ごとに法人代表者名で1つの申請書をご提出いただくようお願いします。 複数の施設等を運営している法人においては、別記様式第1号(申請書)の「6 施設・事業所別申請額一覧」において、月当たり給付対象利用者数を重複して報告しないようご注意ください。 また、「申請用入力シート2」を作成する際、 ・ 障害者支援施設において、入所者以外の方が通所系サービスを利用している場合、当該利用者については、入所系サービスとは記載する欄を分けることとし、「生活介護」や「就労継続支援B型」などの通所系サービスとして計上してください。 ・ 同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービス種別ごとに記載する欄を分けてください。その際、月当たり給付対象利用者数のカウントが重複しないようご注意ください。 ・ 空床型の短期入所を併設している施設は、当該短期入所については、本体施設とは記載する欄を分けて「短期入所」サービスとして計上してください。
4-2	支援金の申請	別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」について、「摘要(収入)」欄、「摘要(支出)」欄には何を記載したらよいか。	特段なければ空欄で構いません。
4-3	支援金の申請	申請書や実績報告書は郵送等により提出してよいか。	行政手続のデジタル化推進の観点から、申請書及び実績報告書は可能な限り電子メールによる提出をお願いします。電子メールによる提出が難しい場合には書面での申請も受け付けます。
4-4	支援金の申請	物価高騰による影響額が、申請金額を下回り、返納額が生じると想定される場合、申請をしてもよいか。	申請は可能ですが、物価高騰による影響額が、申請金額を実際に下回り、返納額が生じる場合は、別記様式第3号(実績報告書)の「支出決算額」には、別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、物価高騰による影響額を記載してください。また、その額を別記様式第3号(実績報告書)の「1 精算額」の「精算額」にも記載してください。 別記様式第3号(実績報告書)の「差引(返納)額」に記載されている金額を精算時にご返納いただきます。 (例) 受領済額: 100,000円 精算額: 80,000円 差引(返納額): 20,000円
5-1	支援金の支給条件	申請時に予定していなかった事業の休廃止を行い、支援対象期間に変更が生じた場合はどうすればよいか。	速やかに、障害自立支援課又は精神保健福祉課へお知らせください(施設・事業所の所管課により異なります)。 なお、既に支援金の支給を受けている場合には、支給額の変更に伴い、支援金の一部を返還していただくこととなります。 また、この報告は、実績報告後に休廃止を行った場合にも必要です。 なお、休止・廃止については、あらかじめ休止・廃止日の1か月前までに、障害自立支援課事業者指導係の各サービス担当にご相談いただき、所定の休止・廃止届等を提出してください。
6-1	帳簿等の整備	食材料費や光熱水費等の領収書等を広島市に提出する必要はあるか。	領収書等を提出いただく必要はありませんが、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保存いただき、広島市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。
7-1	実績報告	実績報告は令和7年3月31日までに行うことあるが、いつから行えるのか。	支援金の支給決定日以降であれば、令和6年度に物価高騰により食費に係る利用者負担を引き上げることなくサービスの質を維持するための経費に対して支援金を充当した後、令和7年3月31日を待たず、速やかに実績報告をお願いします。
8-1	支援金の額の確定	実績報告後、広島市において確定された支援金の額が、別記様式第2号の支給決定通知書による支給決定額と同額である場合には、別記様式第4号の支給額確定通知書は送付されないのか。	送付しません。本事業においては、確定した支援金の額が支給決定額と同額である場合には、通知を省略することとしています。